

建築物

最終更新日 令和2年3月23日

法第2条第一号

小規模な倉庫（物置等を含む。）の取扱い

土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部からのみ荷物の出し入れを行うもので、内部に人が立入らず、奥行き1m程度のもの又は高さが1.4m以下のものについては、建築基準法第2条第1項第一号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとして取扱う。

参 考

平成27年2月27日付国住指第4544号